

福島相双復興官民合同チームの設置・運営規約 新旧対照表

現行	変更後
<p>(構成主体)</p> <p>第二条</p> <p>3 本チーム設立時の構成主体は、内閣府原子力災害対策本部、福島県、<u>一般社団法人福島相双復興準備機構</u>（以下「復興機構」という。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第六条 本チームに、本事業を円滑に実施するための実働単位として、<u>「企画調整グループ」</u>、<u>「訪問グループ」</u>、<u>「バックオフィス・コンサルティンググループ」</u>、<u>「営農再開グループ」</u>を設置する。</p> <p>2 各グループの所掌は以下の通りとする。ただし、協議会は、必要に応じて、これらの所掌やグループ構成の変更・修正を決定することができる。</p> <p>(1) <u>「企画調整グループ」</u>の主な業務</p> <p>イ) チームの全体戦略や事業計画の策定</p> <p>ロ) 他グループの管理・監督</p> <p>ハ) その他、他グループに属さない業務</p> <p>(2) <u>「訪問グループ」</u>の主な業務</p> <p>イ) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象地域である12市町村</p>	<p>(構成主体)</p> <p>第二条</p> <p>3 本チーム設立時の構成主体は、内閣府原子力災害対策本部、福島県、<u>公益社団法人福島相双復興推進機構</u>（以下「復興機構」という。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第六条 本チームに、本事業を円滑に実施するための実働単位として、<u>「総務調整グループ」</u>、<u>「事業者支援グループ」</u>、<u>「地域・生活支援グループ」</u>、<u>「営農再開グループ」</u>、<u>「企画グループ」</u>を設置する。</p> <p>2 各グループの所掌は以下の通りとする。ただし、協議会は、必要に応じて、これらの所掌やグループ構成の変更・修正を決定することができる。</p> <p>(1) <u>「総務調整グループ」</u>の主な業務</p> <p>イ) チームの全体戦略や事業計画の策定</p> <p>ロ) 他グループの管理・監督</p> <p>ハ) その他、他グループに属さない業務</p> <p>(2) <u>「事業者支援グループ」</u>の主な業務</p> <p>イ) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象地域である12市町村</p>

<p>において東日本大震災当時事業を営まれていた事業者の方々（以下「事業者」という。）に個別訪問等を行い、現状や課題について調査を行うこと</p> <p><u>ロ) 上記イ) に掲げる業務に付帯する業務</u></p> <p><u>(3) 「バックオフィス・コンサルティンググループ」の主な業務</u></p> <p><u>イ) 事業者に対するカウンセリング</u></p> <p><u>ロ) 事業者に対する事業再開、再生支援、各種提案</u></p> <p><u>ハ) 上記イ) およびロ) に掲げる業務に付帯する業務</u></p> <p><u>(4) 「営農再開グループ」の主な業務</u></p> <p><u>イ) 市町村が行う農業者の意向把握や地域農業の将来像の策定等に係る支援業務</u></p> <p><u>ロ) 地域農業の将来像の実現に向けた農業者等への支援業務</u></p> <p><u>ハ) 上記イ) およびロ) に掲げる業務に付帯する業務</u></p>	<p>において東日本大震災当時事業を営まれていた事業者の方々（以下「事業者」という。）に個別訪問等を行い、現状や課題について調査を行うこと</p> <p><u>ロ) 事業者に対するカウンセリング</u></p> <p><u>ハ) 事業者に対する事業再開、再生支援、各種提案</u></p> <p><u>ニ) 上記イ) からハ) に掲げる業務に付帯する業務</u></p> <p><u>(3) 「地域・生活支援グループ」の主な業務</u></p> <p><u>イ) 事業再開等に必要な地域の生活環境整備に係る支援業務</u></p> <p><u>ロ) 自治体等のまちづくり等に関連した取組に係る支援業務</u></p> <p><u>ハ) 上記イ) およびロ) に掲げる業務に付帯する業務</u></p> <p><u>(4) 「営農再開グループ」の主な業務</u></p> <p><u>イ) 市町村が行う農業者の意向把握や地域農業の将来像の策定等に係る支援業務</u></p> <p><u>ロ) 地域農業の将来像の実現に向けた農業者等への支援業務</u></p> <p><u>ハ) 農産物加工品等の販路開拓に係る支援業務</u></p> <p><u>ニ) 上記イ) からハ) に掲げる業務に付帯する業務</u></p> <p><u>(5) 「企画グループ」の主な業務</u></p> <p><u>イ) 国等の政策に関連した産業振興、雇用創出等に係る支援業務</u></p> <p><u>ロ) 域外との交流等に係る業務</u></p> <p><u>ハ) 上記イ) およびロ) に掲げる業務に付帯する業務</u></p>
---	--

<p>(各構成主体の人員、物品等の拠出)</p> <p>第七条</p> <p>2 各構成主体は、以下の通り分担して本チーム内に設置されるグループに人員を拠出し、その業務を担当するものとする。ただし、協議会は、必要に応じて、これらの役割分担の変更・修正を決定することができる。</p> <p>(1) 原子力災害対策本部は、<u>第六条第2項(1)から(4)に掲げるグループ</u>に参画し、その業務に従事する。</p> <p>(2) 福島県は、<u>第六条第2項(1)から(4)に掲げるグループ</u>に参画し、その業務に従事する。</p> <p>(3) 復興機構は、<u>第六条第2項(1)から(3)に掲げるグループ</u>に参画し、その業務に従事する。</p> <p>(4) 中小機構は、<u>第六条第2項(2)に掲げるグループ</u>に参画し、その業務に従事する。</p> <p>(5) 本チーム設立後に本チームに加入する構成主体の参画するグループは、協議会の決定により定める。</p>	<p><u>る業務</u></p> <p>(各構成主体の人員、物品等の拠出)</p> <p>第七条</p> <p>2 各構成主体は、以下の通り分担して本チーム内に設置されるグループに人員を拠出し、その業務を担当するものとする。ただし、協議会は、必要に応じて、これらの役割分担の変更・修正を決定することができる。</p> <p>(1) 原子力災害対策本部は、<u>第六条第2項(1)から(5)に掲げるグループ</u>に参画し、その業務に従事する。</p> <p>(2) 福島県は、<u>第六条第2項(1)から(5)に掲げるグループ</u>に参画し、その業務に従事する。</p> <p>(3) 復興機構は、<u>第六条第2項(1)から(5)に掲げるグループ</u>に参画し、その業務に従事する。</p> <p>(4) 中小機構は、<u>第六条第2項(2)に掲げるグループ</u>に参画し、その業務に従事する。</p> <p>(5) 本チーム設立後に本チームに加入する構成主体の参画するグループは、協議会の決定により定める。</p>
---	---